

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成二十九年五月二十三日から同年六月五日までの間縦覧に供します。

平成二十九年五月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
的場 美直	天理市下仁興町一五三七番地	天理市西井戸堂町一三番ほか四筆
太田 光央	桜井市大字新屋敷一四五番地	桜井市大字東新堂五七〇番
糸井 謙一郎	桜井市安倍木材団地二丁目五番地の二	桜井市大字山田二二三九番
當麻 順子	橿原市曾我町二〇〇番地の一	橿原市曾我町一四三番一
中田 真之	桜井市大字穴師二二一番地の一	橿原市曾我町八一九番ほか一筆
中田 真之	桜井市大字穴師二二一番地の一	橿原市寺田町七二番一ほか一筆

二 申請年月日

平成二十九年五月十二日